

令和6年度 政策課題解決型空き家活用支援事業 の事業者を募集します！

東京都では、活用されていない空き家を東京ささエール住宅や子育て世帯向けの住宅、居場所づくりのための施設など、住宅政策の課題解決に繋がる用途に改修して活用する取組を行う民間事業者等を支援する事業を実施しています。このたび、令和6年度の事業者募集を下記の通り行いますので、お知らせします。本年度の募集では、都市の活性化・魅力化につながる用途に改修して活用する取組を補助対象事業に追加するとともに、昨年度行った年3回の応募受付期間を設ける募集方法を変更し、より応募しやすいよう下記の応募受付期間において随時受け付けます。是非、ご応募ください。

記

1 募集する事業

政策課題解決型空き家活用支援事業（概要は裏面）

2 応募受付期間

令和6年4月18日(木曜日)から同年11月29日(金曜日)まで

※選定件数が選定予定件数（6件）に達した時点で受付を終了します。

受付の終了については、ホームページでお知らせします。

3 事業期間

補助対象事業者決定から令和6年度末まで

4 事業者の選定方法

提出された事業提案書等及び提案事業者によるプレゼンテーションについて、有識者等で構成された事業者選定委員会による審査を踏まえ選定します。本年度の事業者選定委員会は、5回（6月、7月、9月、10月、12月の各月の下旬）を予定しており、各回の概ね3週間前までに応募があった事業者について行います。

※募集要項等、詳細は「東京都空き家情報サイト」をご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/akiya/hojo_minkan.html

（裏面へつづく）



『未来の東京』戦略」事業

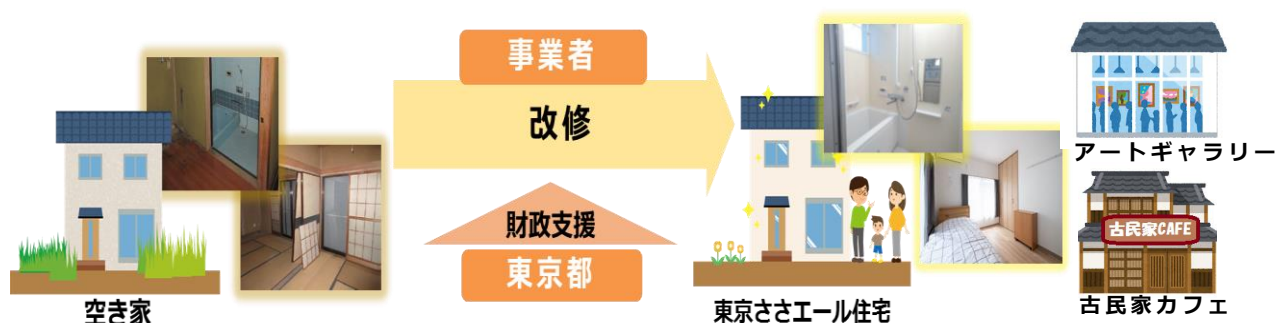
本件は、『未来の東京』戦略」を推進する事業です。
戦略7 「住まい」と「地域」を大切にする戦略
「人や地域に注目した住生活充実プロジェクト」

【問合せ先】住宅政策本部 民間住宅部 空き家施策推進担当課長 上田 誠
直通 03-5000-5496 内線 30-319

「政策課題解決型空き家活用支援事業」の概要

民間事業者等が、活用されていない主に戸建ての空き家を住宅政策の課題解決に繋がる用途に改修する費用について、都が財政支援することにより、空き家を活用する取組を促進する事業です。

【フロー図】



(図及び写真は「東京における空き家施策実施方針」から引用)

【取組例】

- ・空き家を東京ささエール住宅に改修する取組
- ・空き家を子育て世帯向け住宅に改修する取組
- ・空き家を居場所づくりのための施設に改修する取組
- ・空き家を都市の活性化・魅力化に繋がる用途に改修する取組
(例：地域の住民だけでなく多くの人を訪れる文化・芸術の拠点や利便施設など)
- ・その他住宅政策課題の解決に繋がる用途に改修する取組

【提案事業者】

民間事業者等（個人でも可）

【補助対象】

ハード経費（改修費）

【補助率】

補助対象となる事業費の 2/3

【補助上限額】

250 万円

※耐震改修工事を行う場合、200 万円を上限に上乗せ

【選定予定件数】

6 件